

舞鶴市市長公室人事室長 様
舞鶴市内部通報外部相談員（弁護士）様

一般財団法人舞鶴市スポーツ協会
職員 A

内部通報制度運営情報及び個別回答に係る質問書

1 項について

①本文7行目「拾得した翌月に届ける取り扱いが確認された」「警察への提出書の控えをもって代えられている」とあるが舞鶴文化公園体育館において拾得された現金が警察に届けられた内容を証する資料「舞鶴市内部通報に関する要綱 第6条内容を証する資料」に基づき提示する必要があるが提示されていない。提示を要望する。

②提出した資料の「拾得金による物品購入レシート」、「193円以外の写真」、「拾得時の写真（10円玉付箋付）」、「証言録音」は偽証（捏造）若しくは判断不能と判断したのか、偽証（捏造）及び判断不能とする根拠説明及び資料提示を要望する。
また、「193円しかない」と証言した職員の信頼性の判断基準を要望するとともに聴き取りした職員数の提示を要望する。

③缶の中の現金を日計及び修理費で使用した、若しくは缶に日計余剰金を入れた、不足時使用したと証言した職員を偽証と判断する根拠説明及び資料の提示を要望する。

④「この缶に拾得金を入れたという他の者」とは職員A以外の「他の者」ということか、職員Aが入れているとした場合は「他金額写真」（職員A提供）のように金額が変動する。過去からの193円のみでは報告内容と合わない。説明を要望する。
また、舞鶴市スポーツ協会第2回説明会にて内藤会長が「193円を使用し、その後現金を返金していた。」という録音は確認したのか。確認していた場合は一時的にも使用している事になるのではないか。

2 項について

職員Aが知り得た事実はどう判断したのか説明を要望する。

以上、資料の提示及び説明を要望します。